

○宮崎大学既修得単位認定規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成23年10月14日 平成26年2月27日  
平成31年4月26日 令和3年5月10日  
令和4年3月31日 令和4年9月30日  
令和6年2月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則第13条及び第22条の規定に基づく既修得単位の認定(以下「単位認定」という。)に関し、必要な事項を定める。

(単位認定の申請)

第2条 単位認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、既修得単位認定申請書(別紙様式1)に成績証明書を添えて、所定の期日までに、申請者が入学する学部の長(以下「所属学部長」という。)に申請しなければならない。

(単位認定の審査)

第3条 所属学部長は、前条の規定により申請のあった授業科目のうち教養教育科目に相当する授業科目については、教養教育教務委員会(以下「委員会」という。)に単位認定の審査を付託しなければならない。

2 専門科目に相当する授業科目の単位認定の審査は、当該学部の定めるところによる。

(教養教育科目の審査)

第4条 所属学部長は、委員会に審査を付託するときは、審査依頼書(別紙様式2又は別紙様式3)に成績証明書を添付しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により依頼があったときは、所定の基準に基づき審査を行わなければならない。

3 委員会は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、所属学部長を経由して当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求め、また、関係科目担当教員の意見を聴くことができる。

4 委員会は、審査結果書(別紙様式4又は別紙様式5)を、速やかに所属学部長に通知しなければならない。

(単位認定)

第5条 所属学部長は、教養教育科目については前条第4項の通知及び専門科目については当該学部の審査結果に基づき、当該学部の教授会の議を経て、授業科目及び単位の認定を行わなければならない。

(申請者への通知)

第6条 所属学部長は、前条の規定により認定を行ったときは、既修得単位認定通知書(別紙様式6)を速やかに申請者に交付しなければならない。

(履修科目の指導)

第7条 所属学部長は、第5条の規定により単位認定を行ったときは、他の教養教育科目及び専門科目の履修を行わせるなど、学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、教養教育科目にあつては委員会、専門科目にあつては各学部において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度及び平成17年度（2年次編入学生を除く）に編入学する者については、本規程の規定にかかわらず、なお旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学（以下「再入学等」という。）する者並びに平成26年度に医学部看護学科に入学する者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に再入学等する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学する者については、なお従前の例による。

別紙様式 1

既 修 得 単 位 認 定 申 請 書

年 月 日

宮崎大学 学部長 殿

所属学部 学部 学科  
入学年度 課程  
年度

フリガナ  
氏名

私は、下記の大学等において別添「成績証明書」のとおり単位を修得していますので、宮崎大学学務規則第13条及び第22条の規定に基づき既修得単位を認定して下さるよう申請します。

記

単位を修得した大学等

大学・短期大学・高等専門学校  
学部 学科・課程

上記大学等の在学期間

年 月入学 年 月卒業・中退

教養教育教務委員会委員長 殿

所属学部長

## 教養教育科目の既修得単位の審査について（依頼）

本学部下記学生にかかる標記のことについて、本学部としては次のように既修得単位の認定したいので、審査方よろしくお願ひします。

## 記

- 1 入学年度 年度
- 2 学科・課程名 学科・課程

フリガナ

- 3 氏 名

## 4 認定授業科目及び単位

区分	科目群		認定授業科目		既修得授業科目	
			科目名	単位数	科目名	単位数
導入科目	大学教育入門セミナー					
	情報・データリテラシー					
	英語	コミュニケーション				
		ESP※1				
	専門接続系					
課題発見科目	データサイエンス系					
	人文・社会・芸術系					
	自然・生命・技術系					
	地域・国際・学際系					
未来共創科目	構想・デザイン系					
	協働・創造系					
合計						

※1 English for Special Purpose

別紙様式 2-イ：1 年次入学生用（大学卒業者）

年 月 日

教養教育教務委員会委員長 殿

所属学部長

教養教育科目の既修得単位の審査について（依頼）

本学部下記学生にかかる標記のことについて、本学部としては次のように既修得単位の認定したいので、審査方よろしくお願ひします。

記

- 1 入学年度 年度
- 2 学科・課程名 学科・課程
- フリガナ
- 3 氏 名

4 認定科目区分及び単位

科目区分	卒業に必要な 単位数	既修得単位として認定 する単位数	修得すべき科目・系列等及び 単位数
導入科目			
課題発見科目			
未来共創科目			
合 計			

年 月 日

教養教育教務委員会委員長 殿

所属学部長

教養教育科目の既修得単位の審査について（依頼）

本学部下記学生にかかる標記のことについて、本学部としては次のように既修得単位の認定したいので、審査方よろしくお願ひします。

記

1 入学年度 年度 （ 年次編入学・再入学）

2 学科・課程名 学科・課程

フリガナ

3 氏 名

4 認定科目区分及び単位

科目区分	卒業に必要な 単位数	既修得単位として認定 する単位数	修得すべき科目・系列等及び 単位数
導入科目			
課題発見科目			
未来共創科目			
合 計			

学部長 殿

教養教育教務委員会委員長

教養教育科目の既修得単位の審査について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、本委員会で審査した結果、下記のとおり認定されましたので通知します。

記

- 1 入学年度 年度
- 2 学科・課程名 学科・課程
- フリガナ
- 3 氏 名
- 4 認定授業科目及び単位

区分	科目群		認定授業科目		既修得授業科目	
			科目名	単位数	科目名	単位数
導入科目	大学教育入門セミナー					
	情報・データリテラシー					
	英語	コミュニケーション				
		ESP※1				
専門接続系						
課題発見科目	データサイエンス系					
	人文・社会・芸術系					
	自然・生命・技術系					
	地域・国際・学際系					
未来共創科目	構想・デザイン系					
	協働・創造系					
合計						

※1 English for Special Purpose

学部長 殿

教養教育教務委員会委員長

教養教育科目の既修得単位の審査について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、本委員会で審査した結果、下記のとおり認定されましたので通知します。

記

- 1 入学年度 年度
- 2 学科・課程名 学科・課程

フリガナ

- 3 氏 名

4 認定科目区分及び単位

科目区分	卒業に必要な 単位数	既修得単位として認定 する単位数	修得すべき科目・系列等及び 単位数
導入科目			
課題発見科目			
未来共創科目			
合 計			



学部長 殿

教養教育教務委員会委員長

教養教育科目の既修得単位の審査について（回答）

年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、本委員会で審査した結果、下記のとおり認定されましたので通知します。

記

1 入学年度 年度 （ 年次編入学・再入学）

2 学科・課程名 学科・課程

フリガナ

3 氏 名

4 認定科目区分及び単位

科目区分	卒業に必要な 単位数	既修得単位として認定 する単位数	修得すべき科目・系列等及び 単位数
導入科目			
課題発見科目			
未来共創科目			
合 計			

既 修 得 単 位 認 定 通 知 書

年 月 日

年度入学  
殿

所属学部長

宮崎大学学務規則第13条及び第22条の規定により、下記の授業科目及び単位を本学において修得したものとして認定する。

記

科 目 区 分		認 定 授 業 科 目 名	認 定 単 位 数
教 養 教 育 科 目	導 入 科 目		
	課 題 発 見 科 目		
	未 来 共 創 科 目		
専 門 科 目			
合 計			